

# みやこ町配食サービス利用判定の運用について

## 1 目的

みやこ町配食サービスについて、利用の必要性をより適切に判断するため、「みやこ町配食サービス利用申請補足理由書」を作成し、令和8年4月1日より運用を開始します。

本様式は、利用者の栄養状態、食事確保の状況、身体機能、認知機能、家族支援の状況等を総合的に確認し、可能な限り客観的かつ統一的な判断を行うことを目的としています。

また、裏面下部には本人同意事項欄を新たに設けています。これは、町の配食サービスの目的や対面受け取りについて利用者（家族）に十分理解していただいたうえで、サービスを利用していただくためのものです。

## 2 補足理由書の提出について

配食サービスの利用申請にあたっては、担当ケアマネジャーまたは地域包括支援センター職員において「配食サービス利用申請補足理由書」を作成し、従来の申請書（3枚）と併せて提出してください。

記載内容は、利用者の生活状況、食事確保の実態、家族支援の状況等について、把握されている範囲でご記入ください。

なお、不明な事項が多い場合は、再調査や再提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

## 3 配食サービスの基本的な考え方

本サービスは、主として次のような場合に利用を想定しています。

- ・高齢や身体機能の低下等により、食事の準備（調理・買い物）が困難な場合
- ・低栄養状態、またはそのリスクが高い場合
- ・医師の指示による療養食が必要な場合
- ・家族等による食事支援が困難で、安定した食事確保が難しい場合

※なお、本事業は「見守りのみ」を目的とした利用は原則として対象外となります。

## 4 家族支援の考え方

本事業は、ご本人のみならず、同居のご家族等を含めた世帯全体で食事の準備が困難な場合に利用を検討する制度です。そのため、ご本人が要介護状態等により食事準備ができない場合であっても、同居者等による支援が可能な場合は、原則として対象となりません（世帯内の相互扶助を優先します）。

ただし、同居家族または近隣親族（概ね徒歩10分圏内）がいる場合であっても、次のような事情により食事支援が困難な場合は対象となる場合があります。

（※利用の可否については、ご本人の状況等を含めた総合的な判断となるため、下記のすべてのケースが対象となるものではありません。）

- ・家族の疾病、要介護状態、障害等がある場合
- ・長時間就労や夜勤等により食事準備が困難な場合
- ・関係悪化や支援拒否等により、実質的な支援が困難な場合

また、家族の介護負担軽減（レスパイト）を主目的とした申請については、原則として、家族の介護負担状況等を記載したケアプラン、アセスメント、経過記録等の提出が必要となります。

## 5 一時的な利用(期限付き決定)について

退院直後や骨折等による一時的な調理困難、介護者の入院等により一時的に食事支援が困難となった場合は、必要に応じて一定期間を定めた利用決定（期限付き利用）を行うことがあります。その場合、期間終了時に生活状況等を確認し、継続の必要性について再評価（必要に応じて再申請）を行ってください。

## 6 その他

本運用については、当面の間、運用状況を踏まえ、必要に応じて内容を見直すことがあります。